

表1 一部負担金の割合判定基準(平成20年8月1日から)

平成20年度住民税課税標準額	所得区分	自己負担割合
145万円未満の後期高齢者医療被保険者	一般	1割
145万円以上の後期高齢者医療被保険者 また同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	一定以上所得者	3割

表2 収入額による一部負担金の割合判定基準(平成20年8月1日から)

世帯区分	平成19年中の収入額の合計	申請した場合の一部負担金の割合
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が2人以上	合算して520万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人の場合で70~74歳の方がいる場合	合算して520万円未満	1割※

※部分は平成21年1月1日から

表3 1カ月の医療費の自己負担限度額

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食あたり)	
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)		
3割	一定以上所得者※注1	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)※注2	260円	
1割	一般	12,000円	44,400円	過去1年の入院期間が90日以下	210円
				過去1年の入院期間が90日超(確認書類が必要)	160円
	住民税非課税世帯等	8,000円	24,600円	100円	
				低所得Ⅱ※注3	
	低所得Ⅰ※注4	15,000円			

※注1 一定以上所得者とは、住民税課税標準額145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者
 ※注2 過去12か月以内に4回以上後期高齢者医療で高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円になります。
 ※注3 低所得Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方
 ※注4 低所得Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方
 ※平成21年1月から、75歳到達月(1日生まれ、障害認定の方は除く)に限って、1カ月の個人の自己負担限度額(外来・入院)が2分の1になります。

超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付しますので申請してください(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等により異なります(表3参照)。なお、所得等や世帯構成に変更があった場合、負担割合が変更される場合があります。平成19年中の収入額の合計が表2の条件を満たしている場合は、負担割合が変更される場合があります。

高額療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、申請が必要です。

対象となる方：後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税/①保険証②印鑑(認印)③平成20年度住民税非課税証明書(平成20年1月1日現在市内在住の方で税の申告をされた方は不要)④申請日以前1年間に91日以上入院がある場合は確認出来る書類を持参

人間ドックなどの受診料の一部を助成：市内在住で日野市へ保険料を納める被保険者対象/助成額：費用の2分の1(限度額2万円)/助成回数：当該年度1回/申請方法：印鑑(認印)・領収書、振込先がわかるものを持参

葬祭費助成制度：後期高齢者医療の日野市での対象者が亡くなった場合の葬祭費用/葬儀を行った方対象/助成額：6万円

4月1日付児童館臨時職員登録者を募集します

勤務日時：週2日(月曜・土曜日)午前9時15分~午後6時
 月1回日曜勤務あり/勤務場所：あさひがおか児童館、さかえまち児童館/資格：①小・中学校、幼稚園教諭免許または保育士資格所持者②もしくは、それに相当する子育て等の経験を有する方/募集人員：若干人/時間単価：①資格あり950円②資格なし890円 賞与年2回支給、交通費全額支給、有給休暇あり、履歴書、免許等保持者は教員免許などの写しも添付し、〒191-8686市役所2階子育て課へ持参または郵送

シルバークラブ(高齢者集合住宅)管理人

資格：①市内在住の成年人(20歳未満の既婚者含む)で、そのことが住民票などで証明出来る②満60歳未満の方で福祉に理解があり、かつ世帯のいずれかが管理人としての業務が出来③現に同居している親族がいる④所得(同居親族に所得のある場合は合算)が定められた基準内⑤自ら居住するための住宅を必要としている/申込みのしおりの配布：2月2日(月)~12日(木)午前8時30分~午後5時15分
 市役所4階財産管理課で配布
 日曜日を除く/2月16日(月)

超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付しますので申請してください(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等により異なります(表3参照)。なお、所得等や世帯構成に変更があった場合、負担割合が変更される場合があります。平成19年中の収入額の合計が表2の条件を満たしている場合は、負担割合が変更される場合があります。

高額療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、申請が必要です。

対象となる方：後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税/①保険証②印鑑(認印)③平成20年度住民税非課税証明書(平成20年1月1日現在市内在住の方で税の申告をされた方は不要)④申請日以前1年間に91日以上入院がある場合は確認出来る書類を持参

人間ドックなどの受診料の一部を助成：市内在住で日野市へ保険料を納める被保険者対象/助成額：費用の2分の1(限度額2万円)/助成回数：当該年度1回/申請方法：印鑑(認印)・領収書、振込先がわかるものを持参

葬祭費助成制度：後期高齢者医療の日野市での対象者が亡くなった場合の葬祭費用/葬儀を行った方対象/助成額：6万円

まちづくり

川辺堀之内土地画整理事業
 設立認可に伴う事業計画書案の縦覧について

2月3日(火)~16日(月)午前8時30分~午後5時15分/市役所3階画整理課/川辺堀之内土地画整理事業設立認可に伴う事業計画書案/区画整理課

第2次日野市ごみゼロプラン(案)がまとまりました

さらなるごみの減量施策、具体的な行動計画等を盛り込んだ「第2次日野市ごみゼロプラン(案)」がまとまりました。

これは、市民約50人からなる日野市ごみゼロプラン見直し会議で検討して作成したものです。

「ごみゼロプラン(案)」は、市内各図書館、市役所1階市民相談窓口、クリーンセンター、環境情報センター、七生支所、豊田駅連絡所や市ホームページでご覧になれます。ご意見をお寄せください。

2月16日(月)までに、住所、氏名、電話番号を記入し、〒191-0021石田1の210の2「ごみゼロ推進課(☎586・6606) E-mail: rizer@city.hino.jp)へ

後期高齢者医療制度(長寿)医療制度

医療機関等を受診する際には保険証を提示してください。

対象となる方：①75歳以上の方②65歳以上で身体障害者手帳1~3級及び4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級等に該当する方で、後期高齢者医療の障害認定を受けた方③の障害認定を受けるには申請が必要です。すでに後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は不要

対象とならない方：①生活保護を受給している方②日本国籍が無く、在留資格がない方または在留期間が1年未満の方③外国人登録を受けていない方など

75歳になる方：誕生日から後期高齢者医療に加入することになります。加入の届け出は不要です。保険証は誕生日前日までに入力していただく必要はありません。加入先にお問い合わせください。

医療機関等を受診するとき：診療にかか

た医療費の1割または3割の一部負担金を支払います。一部負担金の割合は、8月1日を基準日として、平成20年度住民税課税標準額により判定します(表1参照)。

なお、所得等や世帯構成に変更があった場合、負担割合が変更される場合があります。

3割負担の方は申請で負担割合が変更される場合があります

平成19年中の収入額の合計が表2の条件を満たしている場合は、負担割合が変更される場合があります。

該当する方は、収入額の分かる書類を持参し(平成20年1月1日現在市内在住の方で税の申告をされた方は不要)申請してください。収入額とは必要経費等を差し引く前の金額で所得額とは異なります。

高額療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、申請が必要です。

対象となる方：後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税/①保険証②印鑑(認印)③平成20年度住民税非課税証明書(平成20年1月1日現在市内在住の方で税の申告をされた方は不要)④申請日以前1年間に91日以上入院がある場合は確認出来る書類を持参

人間ドックなどの受診料の一部を助成：市内在住で日野市へ保険料を納める被保険者対象/助成額：費用の2分の1(限度額2万円)/助成回数：当該年度1回/申請方法：印鑑(認印)・領収書、振込先がわかるものを持参

葬祭費助成制度：後期高齢者医療の日野市での対象者が亡くなった場合の葬祭費用/葬儀を行った方対象/助成額：6万円

超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付しますので申請してください(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等により異なります(表3参照)。なお、所得等や世帯構成に変更があった場合、負担割合が変更される場合があります。平成19年中の収入額の合計が表2の条件を満たしている場合は、負担割合が変更される場合があります。

高額療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、申請が必要です。

対象となる方：後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税/①保険証②印鑑(認印)③平成20年度住民税非課税証明書(平成20年1月1日現在市内在住の方で税の申告をされた方は不要)④申請日以前1年間に91日以上入院がある場合は確認出来る書類を持参

人間ドックなどの受診料の一部を助成：市内在住で日野市へ保険料を納める被保険者対象/助成額：費用の2分の1(限度額2万円)/助成回数：当該年度1回/申請方法：印鑑(認印)・領収書、振込先がわかるものを持参

葬祭費助成制度：後期高齢者医療の日野市での対象者が亡くなった場合の葬祭費用/葬儀を行った方対象/助成額：6万円

募集

中高年嘱託職員

企業の早期退職制度や定年により意欲があるにもかかわらず退職した中高年の方々を支援するものです。

職種など：左表のとおり/選考：書類選考及び面接。面接は2月13日(金)~19日(木)午前9時~午後5時の間で指定する時間。土曜日を除く/2月6日(金)まで履歴書(写真添付)を本人が市役所4階職員課へ持参。土曜・日曜日を除く。

職種	資格	人数	期間	勤務条件	20年度報酬額
パソコン入力を中心とした事務職員	40~65歳の健康な方	20人程度	4月1日~平成22年3月31日または10月1日~平成22年9月30日(若干人)	原則1日8時間の週3日勤務	月額103,700円+交通費
フロアマネージャー(市民窓口等案内業務)	40~65歳の健康な方(男性のみ)	若干人		15.5時間の夜間勤務が月6回、7.5時間の昼間勤務が月2回程度	1勤務につき昼間8,025円、夜間17,585円+交通費

有する方/募集人員：若干人/時間単価：①資格あり950円②資格なし890円 賞与年2回支給、交通費全額支給、有給休暇あり、社会保険未加入、扶養範囲内/履歴書、免許等保持者は教員免許等の写しを添付し、市役所2階子育て課へ持参または郵送

学童クラブ臨時職員/4月1日付の登録者

勤務日時：週2日(月曜・土曜日)または週5日(月曜~金曜日)正午~午後6時 学校休業日午前8時30分~午後5時15分/勤務場所：市内の学童クラブ/内容：学童クラブでの児童の育成・指導/資格：①②いずれか該当する方対象①教員免許または保育士資格を有する②免許などは無いが、それに相当する子育て経験などを有する/時間単価：資格あり950円、資格なし890円 賞与年2回支給、交通費全額支給、有給休暇あり、履歴書、免許等保持者は教員免許などの写しを添付し、〒191-8686市役所2階子育て課へ持参または郵送

シルバークラブ(高齢者集合住宅)管理人

資格：①市内在住の成年人(20歳未満の既婚者含む)で、そのことが住民票などで証明出来る②満60歳未満の方で福祉に理解があり、かつ世帯のいずれかが管理人としての業務が出来③現に同居している親族がいる④所得(同居親族に所得のある場合は合算)が定められた基準内⑤自ら居住するための住宅を必要としている/申込みのしおりの配布：2月2日(月)~12日(木)午前8時30分~午後5時15分
 市役所4階財産管理課で配布
 日曜日を除く/2月16日(月)

(必着)までに申込用紙を財産管理課へ持参または郵送

新選組のふるさと歴史館運営審議会市民委員

任期：2年 審議会は年2回程度開催予定/資格：20歳以上の市内在住者で、日野宿再生に関心があり、積極的に関与する意思のある方 現在の審議会などの委員になつていない方は除く/募集人数：2人以内/2月13日(金)までに作文「日野宿再生について」(2千字程度)、住所、居住年数、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を記入し、〒191-0016神明4の16の1新選組のふるさと歴史館(☎583・5100 E-mail: sinsei@city.hino.tokyo.jp)へ

下水道モニター

任期：4月1日から1年間/資格：平成21年4月1日現在満20歳以上の都内在住者でホームページの閲覧とEメールの送受信が出来、公務員、過去にモニターを経験した方、鳥居に在住者を除く/アンケートの回答、施設見学会への参加など/1千人程度 申込多数の場合は選考/2月2日(月)~27日(金)に東京都下水道局広報サービス課(☎03・5320・6511)へ
 詳細は東京都下水道局ホームページ(http://www.gesui.metro.tokyo.jp)をご覧ください